

(免除)

第5条 次の各号に掲げる証明等は、条例第5条の規定により手数料を免除する。

- (1) 国又は地方公共団体から請求のあった証明
- (2) 別表に掲げる法律等に基づく戸籍に関する証明及び謄抄本の交付並びにこれと同一目的に使用するための住民票の写し及び外国人登録原票の記載事項に関する証明
- (3) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条に規定する資金の貸付けの申請等に要する住民票の写し及び外国人登録原票の記載事項に関する証明
- (4) 茨木市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年茨木市条例第19号)、茨木市災害見舞に関する条例(昭和45年茨木市条例第7号)及び茨木市在宅高齢者等介護見舞金等の支給に関する規則(平成4年茨木市規則第23号)の規定に基づく申請等に要する住民票の写し及び外国人登録原票の記載事項に関する証明
- (5) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第34条の2に規定する証明
- (6) 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令(昭和32年政令第248号)第2条の規定による差押調書の閲覧等
- (7) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第21条の6、第22条、第23条及び第27条の規定に基づく申請等に要する所得税が非課税の場合における所得税証明に代えて使用する課税証明
- (8) 茨木市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年茨木市条例第37号)及び茨木市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年茨木市条例第21号)に基づく課税証明
- (9) 茨木市災害見舞に関する条例(昭和45年茨木市条例第7号)の規定に基づく申請に要する罹災証明
- (10) 町又は字の区域の設定若しくは廃止に係る証明
- (11) 住居表示の実施に伴う住居の表示の変更及び街区符号並びに住居番号の付番、変更並びに廃止に係る証明
- (12) 本市事業用不動産の取得に伴う証明
- (13) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行に伴う証明並びに明示。ただし、仮換地証明、道路境界明示及び幅員証明を除く。
- (14) 在学、在園、卒業、終了及び成績に関する証明
- (15) 前各号に定めるもののほか、生活保護法(昭和25年法律第144号)による扶助を受けている者その他市長が特に必要と認める者が請求する証明等